

件名：テニスコートについて

(平成24年11月15日受付)

テニスコートにナイターを付けてほしい。

(回答)

日頃は、西条市体育施設をご利用いただきありがとうございます。

現在、西条地区には市民公園（大町）、加茂川ふれあい広場（神拝）、西条西部公園（氷見）にそれぞれテニスコートを設置しており、そのうち、市民公園と西条西部公園につきましては、照明設備を整備しています。

加茂川ふれあい広場のテニスコートにつきましては、加茂川の内堤防と外堤防の間の河川敷に設置されている関係上、地盤が安定していないこと。

また、台風などで大雨が降り、加茂川が増水するとテニスコートに浸水する恐れがあることや、周辺では農地があることで農作物への影響等、懸念事項も多数あり、照明設備を設置することは難しい状況となっております。

以上の事情をご理解いただきますとともに、近隣の施設につきましてもご利用くださいますようお願い申し上げます。

(担当：スポーツ健康課)

件名：音響設備の故障について

(平成24年12月12日受付)

公民館の音響設備が、不良である。直していただきたい。

(回答)

いつも公民館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度は、小松公民館の音響設備の不具合によりご不便をおかけし、心からお詫び申し上げます。専門業者による点検を早急を実施し、必要に応じて修繕等も検討して参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

その他、施設の利用に際し不具合等がございましたら、その都度対応をさせていただきますので、公民館職員に声をかけていただければ幸いに存じます。

今後とも、地域の皆様に愛され、安心してご利用いただける公民館運営に努めて参りますので、よろしくようお願い申し上げます。

(担当：社会教育課)

件名：市役所新庁舎建設工事の設計概要について

(平成 25 年 2 月 12 日受付)

建設中の新庁舎建設工事の概要について、市報等でできるだけ詳しく、分かりやすく説明していただきたい。

(回答)

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

建設中の市役所新館は、近々想定される大規模地震の発生時に防災の拠点となる施設として、また、水・太陽光・風・木材の自然エネルギーを積極的に活用する環境型庁舎として整備しています。

新館の概要につきましては、平成 24 年 7 月の「広報さいじょう」での折込みチラシやインターネットの市のホームページ(庁舎建設室のページ)でお知らせしています。

ホームページには、チラシでは不足していた新館の平面図や立面図も載せています。市役所の庁舎建設室や各公民館にも閲覧用の図面を用意していますのでご覧ください。

また、ホームページでは、今月から新館建設状況を写真でお知らせする記事の掲載を開始しました。今後、工事の進行に合わせて随時更新する計画としています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当：庁舎建設室)

件名：自転車道の整備について

(平成 25 年 2 月 18 日受付)

今治のような自転車道の整備は、自転車通勤の増加となり、CO₂削減、交通状況の緩和につながると思う。車道を走るには、危険な道路が多い。

自転車道の整備をお願いしたい。

(回答)

現在、愛媛県と市町が連携し、行っている「愛媛マルゴト自転車道」の取り組みは、概ね 5 ヶ年で 26 コースの自転車道を県内に整備するものです。当市においても、2 コースのサイクリングコースが設定されています。

近年、自転車は身近な移動手段として重要な役割を担っていますが、自転車対歩行者の事故件数が、最近の 10 年間で約 6 割も増加するなど、自転車関連の事故は拡大傾向にあります。

こういった状況を受けて、平成 24 年 11 月に、自転車ネットワークの整備

や通行ルールの徹底を図るため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定されました。

道路管理者として、自転車と歩行者を分離する『自転車道』の取り組みは、安全面で非常に高い効果があると考えておりますことから、今後警察等の関係機関とも協議をしてまいりたいと考えております。

この度は、貴重なご意見を頂きありがとうございました。

(担当：建設道路課)

件名：議会・議員改革について

(平成 25 年 2 月 27 日受付)

議会・議員改革が、5. 6 年前と何も変わっていないように感じる。

この 5 年間に西条市でどのような議会・議員改革が行われ、議会と市民との距離を縮めるための努力がなされたのか教えていただきたい。

(回答)

市議会へのご提言を賜り、誠にありがとうございます。

ご質問の件につきましてご回答申し上げます。

西条市議会におきましては、この 5 年間に次の 6 項目について取り組みを行って参りました。

まず 1 点目は、議員の定数について調査・研究と論議を重ねた結果、行財政改革の観点や今日的な世論、さらには県内外の定数の状況をかんがみ、平成 20 年 3 月に西条市議会議員定数条例を改正し、定数 34 人から 4 人を減じた 30 人としました。

2 点目は、本会議における質疑及び一般質問等の発言回数について、十分な発言機会を確保し、より一層の審議の徹底を図るなど、議会の監視権の重要な部分を占めている本来の質問等の主旨を踏まえ、発言回数を 2 回から 3 回に改めました。

3 点目は、委員会においては、書面による審査のみを行っておりましたが、現地調査を実施することとし、関係箇所に赴き現場を確認することで審議のよりいっそうの充実と徹底を図っております。

4 点目は、本会議場には、障害者のかたも傍聴できるよう車椅子専用の傍聴席を設けておりますが、傍聴席のある本館 7 階に障害者用のトイレを整備し、利便性の向上を図っております。

5 点目は、議会だよりを定例会毎に年 4 回発行してはりましたが、議会の組織が構成される臨時会の内容をいち早くお届けするため、臨時会が開催された翌月 1 日に臨時号を発行することとし、平成 23 年度から年 5 回発行しております。

6点目は、平成23年11月14日と平成24年8月8日に会派等別政策提言懇談会を開催し、市長に対し政策提言を行いました。この懇談会は、市政の課題を把握した上で、その解決に向けた政策などを会派や議員自らが立案し、市長に対し提言を行ったもので、平成25年度も実施する予定です。

以上、ご回答申し上げましたが、西条市議会におきましては今後も議会の活性化に向け様々な調査・研究を行うとともに、議会改革に向けて取り組んでおりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

(回答：議事課)

件名：周桑せとうちバスの運行について

(平成25年3月4日受付)

周桑せとうちバスが、旧周桑地区を走っているが、乗客がゼロである。市が補助金を出し、無人でバスが走っているということは、市の税金が市民に享受されていないことになる。

運賃を無料にしてはどうか。高齢者、幼児、小・中学生に限定しても良いと思う。

(回答)

この度は、バスに関し貴重なご意見・ご提言をいただきありがとうございました。

ご承知のとおり、これまで路線バスは民間の交通事業者が中心となり運行されてきましたが、車社会の浸透などにより、路線バスの利用者は全国的に減少し、赤字に苦しむ交通事業者が増え営利事業としては成立しにくくなっております。

一方では地域住民の移動手段として、路線バスの存在意義が薄れたわけではなく、少子高齢社会を迎えた今日、逆にその必要性は増しており、民間の交通事業者では支えられなくなったバス路線を国や県、市が支援する時代を迎えています。

西条市も例外ではなく、当市において路線バスを運行する瀬戸内運輸株式会社及びせとうち周桑バス株式会社の2社に対し、平成23年度において合計約8,900万円の補助金を支出しております。

この補助金に関しては、2社の市内路線バス運行経費の不足部分を補助し、路線バスを維持することにより、高齢者や学生等交通手段を持たない人、持たない人の移動を円滑にすることを目的としています。

これら路線バスの利用者は平成23年度において年間約53万人の利用があり、無料にいたしますと事業者への運賃収入がなくなり、市からの補助金が増加することとなります。また、利用する人の受益者負担という観点か

らも現在、バス利用料金を無料とする考えはございません。

しかしながら、ご提言いただいておりますように、バスを利用した高齢者の外出支援は必要であると考えております。そこで、市内 75 歳以上の方は、せとうち周桑バス全路線及び瀬戸内バスの内市内を始点終点とする、西条済生会病院～大保木～西之川、西条済生会病院～加茂～川来須、周桑営業所～禎瑞～西条駅～オレンジハイツの3路線について、バス利用料金を1回 100円とすることとしており、今年7月から実施予定です。

地域の路線バス等公共交通をめぐる環境は、非常に厳しい状況にあります。高齢者をはじめとした地域の方々の日常生活や社会生活の確保、交通事故の抑制、環境問題への対応など、公共交通の維持・確保は極めて重要な課題であると考えております。

今後も、公共交通を確保しつつ、地域の方々が利用しやすくなるような事業に取り組んでまいりますので、また、ご意見、ご提言等賜りますようお願い申し上げます。

(回答：危機管理課)

件名：入浴料金について

(平成 25 年 3 月 8 日受付)

総合福祉センターのおふろは、65歳以上は無料だが、東予南地域交流センターのおふろは、150円である。同じ料金にしてほしい。

(回答)

ご意見いただきありがとうございます。

現在、入浴料金につきましては、東部地域交流センター、西部地域交流センター、総合福祉センターなど西条地区の施設は、入浴日は、週4日で無料です。一方、東予南地域交流センター、東予北地域交流センター、本谷温泉など東予地区の施設は、毎日利用できますが、有料となっております。

この取扱いの違いは、合併前に旧東予市に地域の交流センターを設置する際、当地域の公衆浴場業の組合との協議により、民間の公衆浴場の経営を圧迫しないよう同等程度の入浴料とした経緯があります。

従いまして、当地域交流センターの入浴料は、大人300円、小人150円、幼児80円としており、65歳以上の高齢者につきましては、高齢者福祉の増進という観点から、関係者のご理解をいただき、一人150円となっております。

なお、2市2町の合併協議の中で、入浴料金の取扱いについては、合併前の取扱いをそのまま引き継ぐことで取り決めが成され、統一されず現在に至っております。

以上の理由から、現時点では、入浴料金の統一化は難しいものと思われます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

(回答：高齢介護課)